

## 建設工事標準請負契約約款の改正について

平成22年8月27日

建設業における契約・取引の対等性の確保・明確化，契約履行体制の合理化を図るため，平成22年7月26日付けで建設工事標準請負契約約款＜公共工事標準請負契約約款、民間建設工事標準請負契約約款（甲），民間建設工事標準請負契約約款（乙），建設工事標準下請契約約款＞が改正されましたので，主な改正事項（要約）をお知らせいたします。

★国土交通省のホームページから改正関連資料（[中央建設業審議会資料](#)，[改正された約款](#)）がダウンロードできます。

### 1. 4つの約款共通の主な改正事項

- (1) 公共工事標準請負契約約款，民間建設工事標準請負契約約款（甲）・（乙）の場合，「甲」を「発注者」，「乙」を「受注者」と表記する。  
建設工事標準下請契約約款の場合，「甲」を「元請負人」，「乙」を「下請負人」と表記する。
- (2) 公正・中立な第三者の活用について，紛争が生じた後だけではなく，紛争が生じる前の受発注者間の協議の段階から活用できるよう，規定を新設。

### 2. 公共工事標準請負契約約款の主な改正事項

- (1) 工期延長に伴う増加費用の負担について，発注者に帰責事由がある場合には発注者が費用を負担する旨，規定。
- (2) 契約の相手方が暴力団等である場合などにおける解除権の規定を新設。
- (3) 現場代理人の常駐義務の緩和。（下請約款も同様）
- (4) 中間前払金に関する規定の新設。

### 3. 民間建設工事標準請負契約約款（甲）の主な改正事項（いわゆる「旧四会約款」をベースに見直し）

- (1) 大規模工事について工事の出来高に応じた支払いを促進するよう，契約書の記述を整備。
- (2) 第三者に損害を与えた場合の契約当事者間の負担の明確化，請負代金の変更の規定の整備等。
- (3) 法令遵守に関する規定，発注者から受注者への通知等を原則として書面主義とする旨の規定を整備。（民間約款（乙）も同様）

### 4. 民間建設工事標準請負契約約款（乙）の主な改正事項

消費者である個人発注者の保護の観点から，前払金等が過大とならないよう，工程に応じた代金の支払割合を注釈に例示。

### 5. 建設工事標準下請契約約款の主な改正事項

下請が実質的に施工する期間を工期として契約書に明記するよう，注釈を新設。

以上